

指定短期入所生活介護 利用料金表

【別紙】

1. サービス利用料金

1単位 = 11.10円

併設型ユニット型 短期入所生活介護費(Ⅰ)	サービス費 (10割)	入居者負担額		居住費	食費	入居者負担額	
		(上段1割)	(下段2割)			(上段1割)	(下段2割)
要介護1 677単位	7,514円	752円		2,200円	1,380円	4,332円	
		1,503円				5,083円	
要介護2 743単位	8,247円	825円				4,405円	
		1,650円				5,230円	
要介護3 814単位	9,035円	904円				4,484円	
		1,807円				5,387円	
要介護4 880単位	9,768円	977円				4,557円	
		1,954円				5,534円	
要介護5 946単位	10,500円	1,050円				4,630円	
		2,100円				5,680円	

※朝食:290円、昼食:630円、夕食:460円

併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)	サービス費 (10割)	入居者負担額		居住費	食費	入居者負担額	
		(上段1割)	(下段2割)			(上段1割)	(下段2割)
要支援1 508単位	5,638円	564円		2,200円	1,380円	4,144円	
		1,128円				4,708円	
要支援2 631単位	7,004円	701円				4,281円	
		1,401円				4,981円	

※朝食:290円、昼食:630円、夕食:460円

【その他加算】

加算名	単位数	サービス費 (10割)	入居者負担額 (1割)	入居者負担額 (2割)	該当加算○印
機能訓練指導	12単位	133円	14円	27円	
個別機能訓練加算	56単位	621円	63円	125円	
看護体制加算					
(Ⅰ)	4単位	44円	5円	9円	
(Ⅱ)	8単位	88円	9円	18円	
医療連携強化加算	58単位	643円	65円	129円	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位	199円	20円	40円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	2,220円	222円	444円	
(医師が認め、利用開始日から7日を限度)					
若年性認知症利用者受入加算	120単位	1,332円	134円	267円	
送迎加算(片道)	184単位	2,042円	205円	409円	
緊急短期入所受入加算	90単位	999円	100円	200円	
(利用開始日から7日を限度)					
(やむを得ない事情がある場合は14日を限度)					
療養食加算	23単位	255円	26円	51円	
在宅中重度者受入加算					
看護体制加算(Ⅰ)のみを算定している場合	421単位	4,673円	468円	935円	
看護体制加算(Ⅱ)のみを算定している場合	417単位	4,628円	463円	926円	
看護体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)いずれも算定している場合	413単位	4,584円	459円	917円	
看護体制加算を算定していない場合	425単位	4,717円	472円	944円	
サービス提供体制強化加算					
(Ⅰ)イ	18単位	199円	20円	40円	
(Ⅰ)ロ	12単位	133円	14円	27円	
(Ⅱ)	6単位	66円	7円	14円	
(Ⅲ)	6単位	66円	7円	14円	

介護職員処遇改善加算					
(Ⅰ)[介護報酬総単位数]×5.9%					
(Ⅱ)[介護報酬総単位数]×3.3%					
(Ⅲ)[介護報酬総単位数]×3.3%×90%					
(Ⅳ)[介護報酬総単位数]×3.3%×80%					

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

2. キャンセル料について

ご利用をキャンセルされる場合や食事が不要となる場合は、すみやかにご連絡をお願いします。

利用前日17時までに、ご連絡がなかった場合は、次表のとおり食費相当額(初日分)がキャンセル料としてかかります。

連絡日時	利用前日17時まで	利用前日17時～、 ご連絡がなかった場合
負担限度額認定区分		
第1段階	0円	300円
第2段階		390円
第3段階		650円
第4段階		1,380円

※滞在費と食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額とします。

3. 介護保険給付対象外サービスの費用

日常生活上必要とされる諸費用	実費
特別な食事に係る費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	訪問理美容先の料金設定による
複写物の交付	1枚 10 円
行政手続きの代行	実費
TVリース(電気代込、台数に限りあり)	1日 100 円

4. 滞在費、食費の負担額(日額)

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合は、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

段階区分		利用料負担段階	居住費 (個室)	食費	
所得区分					
市町村民税	世帯課税者	第4段階	2,200円	1,380円	
	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	第3段階	1,310円	650円
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	第2段階	820円	390円
		老齢福祉年金受給者	第1段階	820円	300円